

新型コロナワイルスワクチン接種についてお知らせ（第11版）

令和4年3月28日現在

赤平市では2月14日（月）より追加接種（3回目接種）を開始しています。これまでに2回目接種を令和3年9月30日までに終えた方へ接種券付き予診票等を発送し、80%以上の方が追加接種（3回目接種）を完了している状況です。また、3月末からは小児（5歳～11歳）への接種も始まります。

下記に記載した内容は現時点の見通しで、ワクチンの供給状況や国の動向によって変わる場合があります。変更があった際には広報やホームページ等でお知らせいたします。

追加接種（3回目接種）

- 「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約を受付しています。
接種券付き予診票等は2回目接種から6ヶ月後を目安に発送しています。ワクチンの流通状況により接種時期が前後します。案内が届くまでお待ちください。

接種日順に段階的に発送していることやワクチンの確保量、接種体制によって、接種券付き予診票到着時には希望する予約枠がない場合もあります。ワクチンを無駄なく有効活用するため、4月からは **接種対象者数に合わせて接種場所・接種日時を限定** していますので、設定されている日時にご都合を合わせていただき、ご予約をお願いいたします。

- 接種ワクチンは1回目・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNAワクチン（ファイザー社製ワクチンまたは武田／モデルナ社製ワクチン）を使用します。予約時に各医療機関が使用するワクチンの種類をご確認ください。ただし、予約状況等によりワクチンの種類を選ぶことができない場合があります。
- 新型コロナワイルスワクチンの接種前後に他の予防接種を受ける場合は2週間の間隔をおいてください。

土曜日・日曜日・祝日の接種をご希望の方は、北海道ワクチン接種センターでの接種が便利です！

開設期間：令和4年4月9日（土）～5月29日（日）までの土曜・日曜・祝日（計19日間）

※ただし、5月3日（火曜・祝日）を除く

接種会場：ホテルエミシア札幌（札幌市厚別区）

予約開始：令和4年4月1日（金）午前10時よりWEBまたは電話での予約が開始予定

予約電話番号：050-3851-0181（北海道新型コロナワクチン追加接種予約センター）

WEB予約：「北海道ワクチン接種センター」で検索し、予約方法に記載されたバナーをクリック

転入・転出された方

- 2回目接種後から追加接種（3回目接種）を受ける前に他市町村から赤平市へ転入され、赤平市から接種券付き予診票等が届かない場合は裏面の問合せ先へご連絡ください。なお、追加接種（3回目接種）を受ける前に赤平市から他市町村へ転出した場合は、赤平市から発行された接種券付き予診票は使用できません。転出先の自治体にご確認ください。

小児（5歳～11歳）の新型コロナワクチン接種

- 3月上旬に5歳～11歳の対象者全員に「新型コロナワクチン接種意向調査票」を郵送し、「接種を希望する」と返信された方へ接種券付き予診票等を送付いたしました。意向調査のときには「接種を希望しない」と返信した方や調査票の返信をされていない方でも接種は可能ですので、ご希望の場合は「新型コロナワクチン接種対策室（健康づくり推進係）0125-32-5665」へお電話ください。
- 接種希望者数に合わせて接種日時を限定していますので、設定されている日時にご都合を合わせていただき、予約をお願いいたします。
- 5歳～11歳までの小児の新型コロナワクチン接種には予防接種法上の「努力義務」の対象とされておりません。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持ったうえで、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただくようお願いいたします。

不安を差別につなげちゃいけない

新型コロナウイルス感染症の感染状況は一進一退が続いている。感染者が増加するたびに、感染拡大防止のための対策をとることが求められることになりますが、先が見通せないことと、私たちの日々の生活に不安が広がっているようにも感じられます。不安に思うあまり、コロナ対策のつもりが過剰な反応になり、誰かを傷つけてしまってはいないでしょうか。感染しないよう気をつけていても、誰でも感染する可能性があるということを思い起こし、相手の立場に立って、正しい知識をもとに、思いやりを持って接するようにしましょう。

● 職場におけるいじめ・嫌がらせなどに関する相談窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

● 人権相談に関する相談窓口

みんなの人権 110番 0570-003-110

インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

詐欺にご注意ください

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要とかたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。市町村等がワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めるはありません。

新型コロナワクチンの詳しい情報について

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
電話番号 0120-761770
受付時間 午前9時～午後9時

厚生労働省ホームページ

厚労 コロナ ワクチン 検索



予防接種に関するお問合せ

赤平市 介護健康推進課
新型コロナワクチン接種対策室（健康づくり推進係）
電話番号 0125-32-5665
<https://www.city.akabira.hokkaido.jp>





令和4年度（随時採用）

赤平市会計年度任用職員を募集しています。

会計年度任用職員とは

令和2年度から施行された地方公務員法第22条の2の規定に基づき1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）を任期として任用される非常勤の公務員です。地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、服務規程（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務など）が適用となります。

1. 募集内容（職種、採用予定人数、任用期間、報酬月額等）

裏面の募集一覧をご覧ください。

その他、勤務条件については、赤平市ホームページ又は総務課職員係までお問い合わせください。

2. 応募資格 資格、経験の必要な職があります。募集一覧をご確認下さい

※障がい者手帳等をお持ちの方も募集します。

自力で通勤でき、介護者なしで電話の応対や口頭での会話などの勤務ができる方。

3. 提出書類

- ・赤平市会計年度任用職員登録申込書（本人手書）
- ・履歴書（本人手書）
- ・資格証等の写し（資格・免許等が必要な職種）

4. 募集期間 採用人数を満たすまで（郵送可）

市役所開庁時間の平日8時30分から17時まで（土・日・祝日を除く）

5. 選考方法

（1）書類選考

（2）個人面接（必要に応じて実施）

※選考結果は、随時通知します。

6. 申込みできない方（地方公務員法第16条）

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【お問合せ・申込み先】

〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地

赤平市役所総務課職員係 電話 0125-32-2211

※申込書・履歴書は、上記問い合わせ先または
赤平市ホームページからダウンロードできます。

令和4年度赤平市会計年度任用職員募集一覧

令和4年3月25日更新

番号、職種	採用予定人数	任用期間	勤務場所	主な業務内容	資格・経験など	勤務形態	報酬月額
6 施設管理員	1	令和4年4月中旬～令和4年11月中旬	パークゴルフ場	施設管理業務	-	週5日(週37.5時間) 8時30分～16時45分のうち7.5時間以内	141,387円～149,903円
9 保育士	若干名	令和4年4月～令和5年3月	保育所	保育業務	保育士	週5日(週37.5時間) 6時50分～18時10分のうち7.5時間	166,161円～182,612円